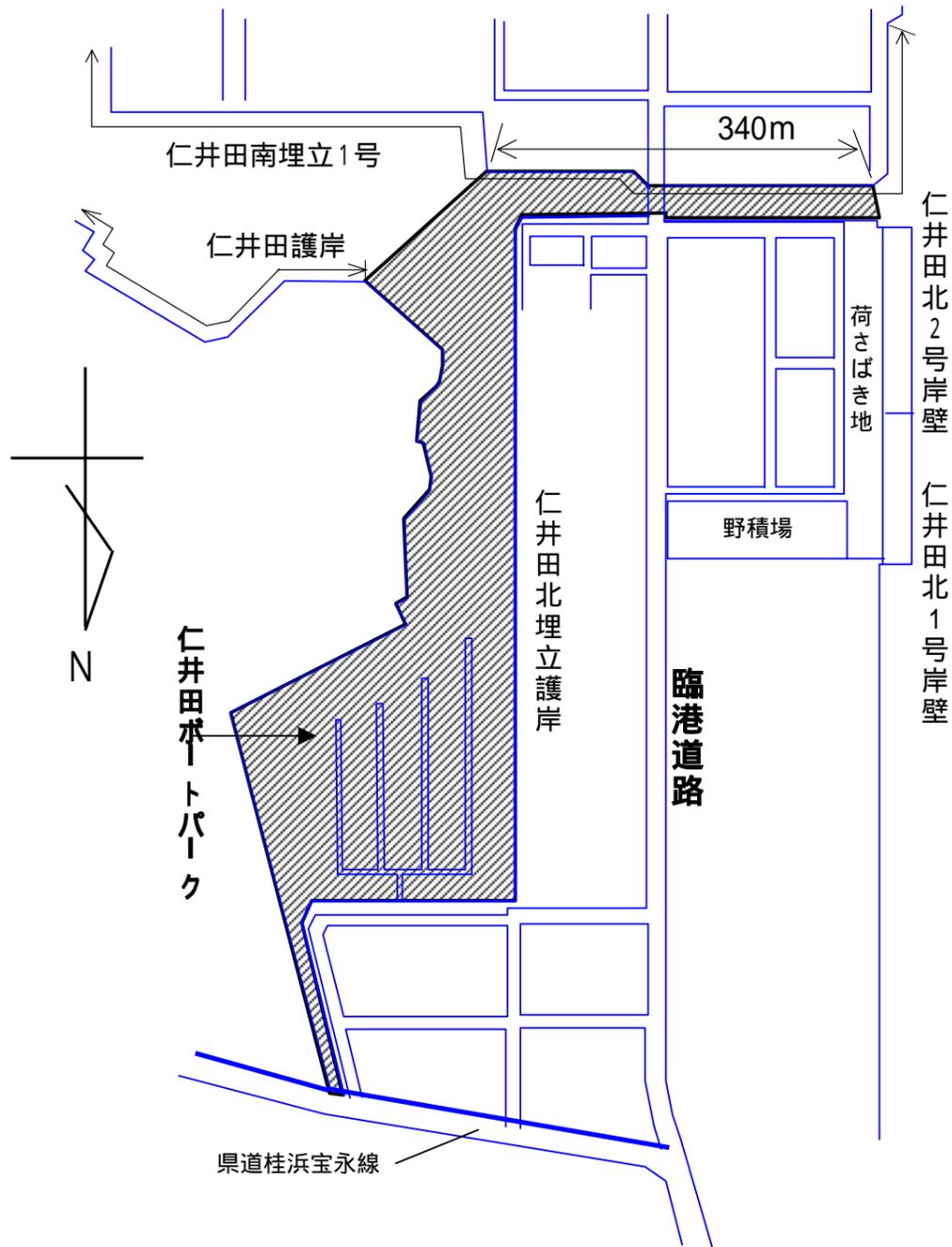


高知港における放置等禁止区域のお知らせ

高知港における放置等禁止区域

(高知市仁井田 朝日ヶ丘地区)



港湾法第37条の3第1項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成18年5月1日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船舶
放置等禁止区域 (高知市 仁井田朝日ヶ丘地区)	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び 陸岸により囲まれた海面 (左図  部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。